

手数料の種類		単位	金額(円)	
優良宅地造成認定申請手数料	造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満のとき。	1件	90,000	
	造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。	1件	130,000	
	造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。	1件	200,000	
	造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。	1件	270,000	
	造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。	1件	400,000	
	造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。	1件	530,000	
	造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。	1件	680,000	
	造成宅地の面積が10ヘクタール以上のとき。	1件	910,000	
開発行為許可申請手数料	主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。	1件	45,000
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。	1件	90,000
		開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。	1件	130,000
		開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。	1件	180,000
		開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。	1件	220,000
		開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。	1件	310,000
	主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。	1件	67,000
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。	1件	130,000
		開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。	1件	210,000
		開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。	1件	280,000
		開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。	1件	350,000
		開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。	1件	490,000
	その他の場合	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。	1件	200,000
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。	1件	270,000
		開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。	1件	400,000
		開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。	1件	530,000
		開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。	1件	680,000
		開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。	1件	910,000

手数料の種類			単位	金額(円)
開発行為変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、右に掲げる額を合算した額。ただし、その額が910,000円を超えるときは、その手数料の額は910,000円とする。	開発行為に関する設計の変更(次項のみに該当する場合を除く。)		開発区域の面積(次項に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ開発行為許可申請手数料の各項に規定する額に10分の1を乗じて得た額
		新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更		新たに編入される開発区域の面積に応じ開発行為許可申請手数料の各項に規定する額
		その他の変更		10,000
予定建築物等以外の建築等許可申請手数料 (都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく予定建築物等以外の建築等許可の申請に対する審査)			1件	27,000
開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合		1件	1,800
		承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合	1件	2,800
		承認申請をする者が行おうとする開発行為が上記以外のものである場合	1件	18,000
開発登録簿の写しの交付手数料			用紙1枚につき	500
開発行為証明手数料(都市計画法施行規則第60条による「開発行為(建築等)に関する証明」)			1通	400